

## 株式交換に係る事前開示書面(追加開示事項)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条第 6 号に基づく変更後の事項の開示)

2023 年 5 月 26 日

株式会社八十二銀行

## 株式交換に係る事前開示書面（追加開示事項）

2023年5月26日

長野県長野市大字中御所字岡田178番地8

株式会社八十二銀行

取締役頭取 松下 正樹

株式会社八十二銀行（以下「当行」といいます。）は、当行を株式交換完全親会社、株式会社長野銀行（以下「長野銀行」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換について、①2023年3月2日付けで会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく事前開示事項を備え置きし、②2023年4月3日付けで会社法第193条第6号に従い追加開示事項を備え置きしておりますが、2023年5月12日、長野銀行の取締役会において計算書類を承認する決議が行われ、長野銀行の最終事業年度が2023年3月期となったことにより、長野銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容に変更が生じました。

つきましては、会社法施行規則第193条第6号に従い、別紙のとおり変更後の計算書類等を備え置きいたします。

以 上

別添

第 6 4 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

[金融経済情勢]

当期におけるわが国経済を顧みますと、2022 年 3 月にまん延防止等重点措置が全て解除されて以降、ウィズコロナの下で消費と設備投資が前期比プラスで推移するなど、緩やかに持ち直しが続き、多くの業界でコロナ禍からの回復がみられました。一方、ウクライナ問題の長期化等によるエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め等によって、世界的な景気減速懸念がみられるなど、わが国経済を取り巻く環境は厳しさが増しております。

こうした金融経済環境のもと、当行が営業基盤とする長野県の経済におきましては、生産活動は業種別にみると、電子部品・デバイス、輸送機械などは下降しているものの、汎用・生産用機械、情報通信機械などは上昇しており、全体として持ち直しております。また、飲食、宿泊業につきましては、コロナの水際対策が緩和され、インバウンドをはじめとする観光客数は増加しているものの、仕入価格、エネルギーコストの上昇などにより収益は厳しい状況にあります。

金融面につきましては、世界的なインフレによって主要国の大幅な金融引き締めが進むとともに景気減速が懸念され、海外金利は上昇、株式市場は大きく上下しました。年度末には金融システム不安が広がるなど、1 年を通じ不安定な市場環境となりました。

国内市場は、2022 年 12 月に日本銀行による「イールド・カーブ・コントロール」の変動幅拡大があり、10 年物国債利回りは一時約 8 年ぶりに 0.5% まで上昇しました。日経平均株価は、年度内に一時 25,700 円台まで下落しましたが、2023 年 3 月末では 28,041 円となりました。ドル/円相場は、日米金融政策の方向性の違いによる金利差拡大等から 2022 年 10 月には一時 150 円台となるなど大きく円安が進行しましたが、2023 年 3 月末では 133 円台となりました。

[事業の経過および成果]

本年度は、2022 年 4 月よりスタートした第 12 次中期経営計画に基づき、「あなたのために、あなたとともに、『ミライ』を創造」のスローガンのもと、長野県経済の発展に資するため、「地域社会とともに新たな価値を創造」することを目指し、役職員一丸となってお客さまの課題解決に向けたコンサルティング営業を推進するとともに、業容の拡充と経営の一層の効率化に努めてまいりました。

○預金・貸出金・損益等

まず預金は、法人および公金預金が堅調に増加して期中 65 億 91 百万円増

加し、期末残高は1兆804億41百万円となりました。また、投資信託・保険等の預り資産は、保険販売が好調に推移し、期中55億85百万円増加して期末残高は684億55百万円となりました。

貸出金につきましては、事業性貸出や住宅ローンが順調に増加して期中472億2百万円増加し、期末残高は6,950億82百万円となりました。

有価証券につきましては、期中592億79百万円減少して期末残高は3,360億3百万円となりました。

また、損益面につきましては、10億57百万円の当期純利益となりました。

#### ○業務・商品・サービス等

当行は2022年7月に、少人数から導入が可能で中小企業に適した企業型確定拠出年金制度「ながぎんDCプラン」の取り扱いを開始しました。

9月には、つみたて投信がより身近で気軽なものとなるよう、投資信託定期定額購入サービス（つみたて投信）の最低購入金額を、従来の10,000円以上から1,000円以上へ変更しました。

10月には、SDGsに取り組む事業者さまを幅広くご支援する「ながぎんSDGsサポートローン」の取扱いを開始するとともに、中小企業・個人事業主さま向けに業務のペーパーレス化や業務時間削減につながる「DX支援サービス」の提供を開始しました。

さらに本年3月には、事業者さまのSDGsへの取組みを支援するため、「SDGs取組支援サービス」の取扱いを開始しました。

#### ○地域への社会貢献活動

2022年6月には、金融リテラシーの向上に努めるため「自分らしく、子育てしやすいまちづくり」を目指して活動するソトイク・プロジェクト（塩尻市）と共催で、未就学児のお子さまを持つ育児者の方々を対象としたライフマネー勉強会を開催しました。

9月には、長野県が実施する森林（もり）の里親促進事業に賛同し、上小森林認証協議会が実施する「にぎやかな森プロジェクト」と連携しました。今後は継続的な森林保全活動への参加等を行ってまいります。

さらに10月には、地元河川の環境保全に取り組むため、河川周辺の清掃およびヤマメの稚魚を放流しました。

このほか、地元信州の優れた環境資源を保護し、県内の文化財等および伝統文化の承継・発展のために、「地域応援キャンペーン」を実施いたしました。第1弾（2011年）の実施以来、県内各地への寄付は140か所となりました。

#### ○当行グループの経営成績

当行および子会社2社で構成されております企業集団は、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信用保証業務等を通じて金融サービスを提供しておりますが、当企業集団の経営成績につきましては、連結経常収益214億33百万円、親会社株主に帰属する当期純利益11億74百万円となりました。

### [当行が対処すべき課題]

地域経済を取り巻く環境は、資源やエネルギーの安全保障、公的債務、人口減少・少子高齢化、賃金上昇、デジタル技術の進展など、多くの課題が山積しております。当行のお取引先企業も、今後の人材確保や国内市場縮小などをより現実的なものとして捉えており、事業の構造変革や、企業の再編などニーズは多様かつ複雑化しています。こうした中、当行は、お客さまの本業支援や地域の課題解決支援に注力してきましたが、そのようなニーズに応えるためには、これまで以上にお客さまに寄り添い、共に考えることが必要になります。

このような環境下において、当行と八十二銀行は、必要な関係当局の認可等を得られることを前提として、2023年6月1日に株式交換による経営統合を行うこととしております。

地域の発展を使命とする両行が手を携えることで、健全な経営基盤を構築し、金融仲介機能を強化していくこと、お客様のニーズや社会構造の変革に合わせた持続可能なビジネスモデルを構築していくことで、両行のステークホルダーの皆様の発展に貢献していきたいと考えております。

皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## (2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	1,074,758	1,052,012	1,073,849	1,080,441
定期性預金	641,793	573,528	556,443	537,441
その他	432,965	478,484	517,406	543,000
貸 出 金	620,535	642,404	647,880	695,082
個人向け	213,708	214,512	217,248	224,147
中小企業向け	229,812	261,193	268,726	309,490
その他	177,013	166,698	161,904	161,444
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	380,714	374,608	395,282	336,003
国 債	70,586	51,307	32,626	20,829
その他	310,128	323,300	362,656	315,173
総 資 産	1,134,843	1,158,511	1,259,696	1,127,883
内国為替取扱高	2,699,662	2,700,564	2,692,088	2,977,584
外国為替取扱高	百万ドル 200	百万ドル 176	百万ドル 169	百万ドル 130
経 常 利 益	百万円 1,940	百万円 1,611	百万円 1,744	百万円 1,495
当 期 純 利 益	百万円 1,165	百万円 1,090	百万円 1,231	百万円 1,057
1株当たり当期純利益	129円72銭	120円92銭	136円28銭	116円99銭

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式総数で除して算出しております。
- 3 預金につきましては、譲渡性預金を含まない金額を表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使用人数	621 人
平均年齢	39 歳 7 月
平均勤続年数	15 年 8 月
平均給与月額	359 千円

- (注) 1 使用人数には、臨時および嘱託は含まれておりません。  
2 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
3 平均給与月額は、3 月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
長野県	52 (1)
東京都	1 (0)
合 計	53 (1)

- (注) 1 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を 56 か所設置しております。  
2 2022 年度は一部支店について窓口営業を中心とするサテライト店舗としたほか、2022 年 9 月にパーソナルローン支店をながぎん松本センタービル 5 階に移転しております。

- ロ 当年度新設営業所  
当年度新設営業所はございません。

### (5) 設備投資の状況

#### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	316
---------	-----

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

#### ロ 重要な設備の新設

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務機器 (ATM、電話設備等)	65
ソフトウェア (サーバ等)	91

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社および子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の議 決権比率	その他
長野カード 株式会社	長野県松本市大手 2 丁目 2 番 16 号	クレジットカード業 信用保証業	百万円 30	% 95.00	
株式会社 ながぎんリース	長野県松本市大手 2 丁目 2 番 16 号	リース業	34	75.42	

(注) 1 議決権比率は、小数点第③位以下を切り捨てて表示しております。

2 当行の連結対象会社は上記の子会社 2 社であります。

当年度の連結経常収益は 214 億 33 百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は 11 億 74 百万円となりました。

### ハ 当行の重要な業務提携の概況

(イ) 第二地銀協地銀 37 行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(ロ) 第二地銀協地銀 37 行、都市銀行 5 行、信託銀行 3 行、地方銀行 62 行、信用金庫 255 金庫（信金中央金庫を含む。）、信用組合 141 組合（全信組連を含む。）、系統農協・信漁連 593（農林中金、信連を含む。）、労働金庫 14 金庫（労金連を含む。）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(ハ) 第二地銀協地銀 37 行の提携により、I S D N 回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービスを行っております。

(ニ) ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。

(ホ) 株式会社セブン銀行との提携により、共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金サービスを行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

当行と株式会社八十二銀行（以下、「八十二銀行」といい、八十二銀行と当行を総称して「両行」といいます。）は、2022 年 9 月 28 日に締結した基本合意書に基づき、2023 年 1 月 20 日に開催したそれぞれの取締役会において、当行の株主総会の承認及び必要な関係当局の認可等を得られることを前提として、2023 年 6 月 1 日を効力発生日とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）による経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、2023 年 1 月 20 日に両行の間で、株式交換契約書（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換は、八十二銀行においては会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の決議による承認を受けずに、当行においては、2023 年 3 月 24 日開催の臨時株主総会において本株式交換契約は承認可決されました。

なお、本株式交換の効力発生日（2023 年 6 月 1 日（予定））をもって、当行は八十二銀行の完全子会社となり、また、本株式交換の効力発生日（2023 年 6 月 1 日（予定））に先立ち、当行の普通株式は株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に従い 2023 年 5 月 30 日を目途に上場廃止（最終売買日は 2023 年 5 月 29 日）となる予定です。



## 2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職
西 澤 仁 志	取締役頭取（代表取締役） （監査部担当）	
大 沢 孝 一	常務取締役 （総合企画部、市場運用部、営業統括部、ソリューション営業部担当）	
宮 崎 幸 男	常務取締役 （リスク統括部、総務部、人事部、融資統括部、事務部担当）	
小 出 和 幸	取 締 役 （本店営業部長兼高宮支店長兼松本西支店長）	
縣 浩 幸	取 締 役 （営業統括部長）	
山 下 潤	取 締 役 （市場運用部長）	
内 川 小百合	取 締 役（社外）	学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校 理事長・学校長、キッセイ薬品工業株式会 社社外取締役
二 木 馨 三	取 締 役（社外）	サンリン株式会社相談役
井 口 彰	取 締 役（社外）	
堀 川 伸 二	常勤監査役	
神 戸 美 佳	監 査 役（社外）	弁護士、神戸法律事務所所長、長野県公文 書審議会会長
轟 速 人	監 査 役（社外）	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所 長
降 旗 征一郎	監 査 役（社外）	キッセイ薬品工業株式会社相談役

- (注) 1 当行は、社外取締役内川小百合氏、二木馨三氏および井口彰氏ならびに社外監査役轟速人氏および降旗征一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
- 2 社外監査役轟速人氏は、公認会計士および税理士として財務ならびに会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3 2022年6月24日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、取締役徳武勝男氏は辞任され、常勤監査役塚田益己氏は退任いたしました。

## (2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	10名	129	94	14	20
監査役	5名	25	25	—	—
計	15名	154	120	14	20

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2 支給人数には、2022年6月24日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって辞任および退任しました取締役1名および監査役1名を含んでおります。  
3 上記以外に支払った兼務取締役の使用人としての報酬は32百万円であります。  
4 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬額14百万円と役員等株式給付信託(BBT)報酬額(2022年4月から2023年3月分)20百万円を含めております。

### ロ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、取締役会の決議によるコーポレートガバナンス基本方針において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めております。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

#### (イ) 基本方針

当行の報酬は、各職責を踏まえ、業績や経済・社会環境等を考慮した適正な水準とすることを基本方針とします。

#### (ロ) 報酬の割合

当行の取締役(社外取締役を除く。)の確定金額報酬、業績連動型報酬および株式給付信託(BBT)の支給割合は、短期の業績目標達成と中長期的な企業価値向上を図るために適切な構成となるように割合を決定します。なお、各種類の報酬は、あらかじめ定めた範囲内に収めることとします。

#### (ハ) 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、コーポレートガバナンス基本方針に基づき、適切性、妥当性に関して、客観性と透明性を確保した上で次のとおり決定します。

- 固定報酬である確定金額報酬については、2009年6月26日開催の定時株主総会で決議した報酬総額(年額180百万円)の範囲内において、取締役については取締役会の決議により決定します。監査役については、確定金額報酬(年額30百万円)の範囲内において、監査役の協議により決定します。なお、当該決議時の取締役の員数は10名、監査役の員数は4名です。
- 短期インセンティブ報酬である業績連動型報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために各事業年度の当期純利益水準を業績指標とし、2009年6月26日開催の定時株主総会で決議した報酬総額(当期純利益水準に応じて最大50百万円)の範囲内において、各取締役(社外取締役を除く。)の業績貢献度等を考慮し取締役会にて決定します。

当期純利益水準（単体）	報酬枠
～10 億円以下	—
10 億円超～15 億円以下	20 百万円
15 億円超～20 億円以下	30 百万円
20 億円超～25 億円以下	40 百万円
25 億円超	50 百万円

・2023 年 3 月期における業績連動型報酬に係る指標の目標および実績

指標	目標	実績
当期純利益（単体）	10.00 億円	10.57 億円

（注）目標は、2023 年 3 月期の個別業績予想として、2022 年 3 月期決算短信にて公表しております。

・中長期インセンティブ報酬としての株式給付信託（BBT）については、2016 年 6 月 24 日開催の定時株主総会において導入を決議しています。3 事業年度ごとの対象期間に対して取締役へ当行株式等の給付を行うための株式の取得資金として 150 百万円を上限に本信託に拠出し、当行が策定する中期経営計画の重要業績評価指標の一つである当期純利益の達成度に応じたポイント（株数）付与を行います。取締役会は取締役（社外取締役を除く。）個人別の付与ポイント数（1 ポイント＝1 株）を決議します。なお、当該決議時の取締役の員数は 10 名（うち社外取締役は 2 名）です。

また、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）が 2021 年 3 月 1 日に施行されたことに伴い、2021 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において、株式報酬の株式数の上限を 1 事業年度あたり 25,000 株（25,000 ポイント相当）に設定することを決議しています。

A 付与ポイントの算定について

付与ポイントの算定は、以下に掲げる取締役の役位に応じた基準ポイントに、中期経営計画に基づいた、業績連動係数を乗じることによって算出したポイントといたします。

基準ポイント数 ① × 業績連動係数 ②
----------------------

B 基準ポイント数

基準ポイント数は、以下のとおりとなっています。

役 位	基準ポイント ①
取締役頭取	3,580
常務取締役	2,560
取締役	520

C 業績連動係数

業績連動係数については、中期経営計画における「当期純利益」の年度毎の達成水準に応じて定まる係数としております。

当期純利益達成率	2022 年度業績連動係数 ②
140%以上	1.4
100%以上 140%未満	1.0
100%未満	0.7

(二) 報酬を与える時期

- ・ 確定金額報酬 毎月 23 日に支給
- ・ 業績連動型報酬 定時株主総会後に開催される取締役会にて決議後支給
- ・ 株式給付信託 (B B T) 退任時に支給

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
社外取締役 内川小百合	会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
社外取締役 二木馨三	
社外取締役 井口彰	
常勤監査役 堀川伸二	会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
社外監査役 神戸美佳	
社外監査役 轟速人	
社外監査役 降旗征一郎	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役および当行監査役	当行は、保険会社との間で、当行取締役および当行監査役の全員を被保険者とする会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約の概要は、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および訴訟費用等を当該保険契約により填補するものであり、1 年毎に契約を更新しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 内川小百合	学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校理事長・学校長、キッセイ薬品工業株式会社社外取締役 内川小百合氏ならびに学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校と当行との間には、預金等の取引があります。また、キッセイ薬品工業株式会社と当行の間には融資等の取引があり、また同社は当行の株主（主要な株主ではありません。）であります。
取締役 二木馨三	サンリン株式会社相談役 二木馨三氏と当行の間には、預金等の取引があります。サンリン株式会社と当行の間には融資等の取引があり、また同社は当行の株主（主要な株主ではありません。）であります。

氏名	兼職その他の状況
取締役 井口 彰	他の法人等の重要な兼職はございません。 井口彰氏と当行との間には、預金等の取引があります。
監査役 神戸 美佳	弁護士、神戸法律事務所所長、長野県公文書審議会会長 神戸美佳氏と当行との間には、預金等の取引があります。
監査役 轟 速人	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長 轟速人氏と当行との間には、預金等の取引があります。
監査役 降旗 征一郎	キッセイ薬品工業株式会社相談役 降旗征一郎氏と当行との間には、預金等の取引があります。キッセイ薬品工業株式会社と当行の間には融資等の取引があり、また同社は当行の株主（主要な株主ではありません。）であります。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 内川 小百合	9年9か月	2023年3月期の出席状況 取締役会 15回開催 15回出席	主に教育者ならびに学校経営者とし豊富な経験と見識を有しており、公正かつ客観的立場から適切な発言を行っております。 取締役会では女性活躍やダイバーシティおよび取引顧客としての視点から積極的な助言を頂いております。
取締役 二木 馨三	7年9か月	2023年3月期の出席状況 取締役会 15回開催 15回出席	主に経営者としての豊富な経験と見識を有しており、公正かつ客観的立場から適切な発言を行っております。 取締役会においては、当行の経営全般および多方面にわたる積極的な助言を頂いております。
取締役 井口 彰	1年9か月	2023年3月期の出席状況 取締役会 15回開催 15回出席	主に企業経営に携わってきた豊富な経験および知見を活かして、公正かつ客観的立場から適切な発言を行っております。 取締役会においては、企業価値の向上や経営戦略に関する積極的な助言を頂いております。
監査役 神戸 美佳	11年9か月	2023年3月期の出席状況 取締役会 15回開催 15回出席 監査役会 15回開催 15回出席	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。
監査役 轟 速人	9年9か月	2023年3月期の出席状況 取締役会 15回開催 15回出席 監査役会 15回開催 15回出席	主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。
監査役 降旗 征一郎	6年9か月	2023年3月期の出席状況 取締役会 15回開催 13回出席 監査役会 15回開催 13回出席	主に経験豊富な経営者としての視点から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	19 ( — )	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 ( ) は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	30,000千株
	発行可能種類株式総数	普通株式 30,000千株 A種優先株式 10,000千株
	発行済株式の総数	普通株式 9,258千株

(注) 1 普通株式の発行可能株式総数は、発行可能株式総数3千万株からA種優先株式の発行済株式総数を控除した株式数といたします。

2 発行済株式の総数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	普通株式	7,252名
-------------	------	--------

### (3) 大株主（普通株式）

発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主を記載しております。

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
長野銀行職員持株会	628 千株	6.92 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	509	5.61
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	460	5.07
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	314	3.46
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMS RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	224	2.47
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	180	1.98
株式会社栃木銀行	166	1.83
キッセイ薬品工業株式会社	166	1.83
株式会社八十二銀行	152	1.67
損害保険ジャパン株式会社	102	1.12

(注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。

2 持株比率は、持株数を発行済株式数(自己株式を除く。)で除して算出しております。

3 当行は、2023年3月31日現在、自己株式184千株を保有しておりますが、上記から除外しております。

- (4) 当該事業年度中に職務執行の対価として当行役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	(1) 名称 第7回新株予約権 (2) 新株予約権の数 5個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 500株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 2015年8月1日から2040年7月31日 (5) 権利行使価額(1株あたり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
監査役	—	—

(注) 1 2016年10月1日付で実施しました10株を1株とする株式併合に伴い、上記「(3) 目的となる株式の種類および数」の株式数および「(5) 権利行使価額(1株あたり)」の金額が変更となっております。

2 第1回～第6回の新株予約権については、権利行使が終了しており該当者はありません。また、上記第7回新株予約権は、2023年4月4日付で権利行使が終了しております。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 日下部 恵美 指定有限責任社員 柄澤 涼	43	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当行監査役会は、取締役会、行内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 当行と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」

に基づく監査の報酬等を含めております。

4 当行および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は 44 百万円でありま  
す。

## (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

## (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した  
場合および公序良俗に反する行為があったと判断された場合、監査役会は当該会計監査人の解  
任または不再任について検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、当該会計監  
査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを決定します。

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると判断された場合は、監査役会が当該会  
計監査人を解任します。

## 7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役  
会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

<業務の適正を確保するための体制の内容の概要>

(1) 当行は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための  
体制を次のとおり構築し、整備しています。

イ 当行は、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす。」こ  
とを、長期経営計画に基本方針として掲げています。

ロ コンプライアンスを実現するための具体的な規程、手引書として「コンプライアンス規程」お  
よび当行の役職員の行動の指針である行動規範を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」等  
を整備し、具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施していま  
す。

ハ コンプライアンスに係る事項については、「コンプライアンス規程」において、統括責任者を  
リスク統括部担当役員、統括部署をリスク統括部コンプライアンス室と定め、一元的に管理する  
とともに、各部門に、担当責任者および担当管理者を設置し、全行的なコンプライアンス態勢を  
整備しています。

ニ コンプライアンスに係る施策や方針、報告については「コンプライアンス委員会」での協議、  
報告を経て、常務会または取締役会で決議、報告することとしています。

ホ 代表取締役頭取および役付取締役は、取締役会、常務会のほか、役員協議会および各種委員会  
に出席し、法令等遵守態勢の確立および職務執行の意思決定に参画しています。

ヘ 使用人は業務の遂行に当たり、必要に応じて顧問弁護士のリーガル・チェックを受けるほか、  
会計監査人、税務顧問等の意見を聴取するなど、法令等遵守に努めています。

ト 当行はコンプライアンス・ホットラインを設置するとともに、「公益通報者保護法」に基づき  
「内部通報規程」を制定しており、使用人が法令等違反の情報を通報できる体制を整備していま  
す。

チ 不祥事件や苦情等に対しては、「コンプライアンス・マニュアル」、「緊急時の対応に関するマ  
ニュアル」および「顧客サポート等管理規程」に基づいて直ちに役員に報告するとともに、迅速、  
かつ、適切に対応しており、また、その改善策を検討し、全職員に周知徹底しその再発防止に努  
めています。



- リ 内部監査部門である監査部は、業務全般の内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、「内部監査規程」に基づき、年度ごとに内部監査方針および内部監査計画を策定し、取締役会で決議し、全行に周知徹底した上で実施しています。
- ヌ 反社会的勢力に対する取組については、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備しています。
- (2) 当行は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報・文書を、「本部事務分掌規程」および「事務取扱規程」に基づき、保存年限等を定めて管理しています。
- ロ また、当行は、「オペレーショナル・リスク管理方針」に基づき、情報資産を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」および情報資産の具体的な運用および管理基準である「セキュリティスタンダード」を制定し、全行的なセキュリティ管理体制を整備しています。
- (3) 当行は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、「統合的リスク管理方針」等に基づき、リスク管理を実現する具体的な施策や方針として、年度ごとにそれぞれのリスクごとの施策や方針等を策定し、各種委員会での協議を経て、常務会または取締役会で決議した上で実施しています。
- ロ リスク管理に係る具体的な規程として、「リスク管理規程」、「統合的リスク管理規程」等を定めており、これらの規程に基づき、各担当部が各種リスクを管理し、それぞれのリスクに応じ、各種委員会へ付議し、協議、報告を行った上、常務会または取締役会で決議、報告することとしています。また、半期ごとにリスク管理の状況を取締役会へ報告しています。
- ハ これらの委員会は、委員長を代表取締役頭取が務め、役付取締役および関連する部の部長が委員を務めています。また、常勤監査役もこれらの会議に出席し、取締役の業務執行およびその運営状況等を監視しており、リスク管理態勢の状況について、報告を聞くほか、協議事項に意見を述べるができる態勢となっています。
- ニ 監査部は、業務全般の内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）等の適切性、有効性を検証するため、「内部監査規程」に基づき、年度ごとに内部監査方針および内部監査計画を策定し、取締役会で決議し、全行に周知徹底した上で実施しています。
- (4) 当行は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制等を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、「お客さまと株主の皆さまおよび従業員の幸福と繁栄のために全力を尽くします。」という経営理念のもとに、3年ごとの中期経営計画において、お客さま、株主、従業員、地域のステークホルダーに対してNo.1となり、その期待に応え、金融サービス業を通じて「必要とされ選ばれる銀行 ～長野県のマザーバンク～」となることを当行のめざす銀行像として掲げて、周知徹底しています。
- ロ また、当行は、年度ごとの経営方針において、中期経営計画に基づいて目標を設定し、各業務部門が目標達成に向けて職務を執行しています。実績については、半期ごとに取締役会へ報告しています。
- ハ 取締役は、職務の分担および権限等を取締役会において明確に定め、規程に則り効率的に職務を執行しています。
- (5) 当行は、当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、「子会社等管理規程」を制定しており、総合企画部が子会社等を管理する体制としています。
- ロ 子会社は、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置しています。
- ハ 当行の内部監査部門である監査部は、子会社等についても監査の対象として、「内部監査規程」および「自己査定マニュアル」に定めて監査を実施しており、その結果を当行取締役会へ報告しています。

- ニ コンプライアンスに関する取組み等についての情報交換および法令等遵守態勢の徹底等を目的として、当行および子会社等から成る企業集団のコンプライアンス連絡会を開催しています。
- ホ 子会社の取締役は、当行役員が出席する取締役会およびその他の重要な会議において、その担当する職務の執行状況を報告しています。また、当行は「子会社等管理規程」に基づき、「関連会社の重要事項事前協議・報告書」により子会社から報告を受けています。
- へ 子会社は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築し、整備しています。
- (イ) 子会社は、リスク管理を経営の重要課題として捉え、中期経営計画および年度ごとの経営方針にリスク管理強化を基本方針として掲げています。この基本方針や各種マニュアルに基づき、リスク管理を実現する具体的な施策や方針等を策定し、部長会または取締役会で決議した上で実施しています。
- (ロ) 子会社は、リスク管理に係る規程として、株式会社ながぎんリースは「審査と管理債権の手引き」、長野カード株式会社は「管理事務マニュアル」等を定めており、これらの規程に基づき、各種リスクを管理しています。
- ト 子会社は、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
- (イ) 子会社は、年度ごとの経営方針において、中期経営計画に基づいて目標を設定し、各業務部門が目標達成に向けて職務を執行しています。実績については、各業務部門が定期的に取り締り会へ報告しています。
- (ロ) 子会社の取締役は、職務の分担および権限等を取締り会において明確に定め、規程に則り効率的に職務を執行しています。
- チ 子会社は、取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
- (イ) 子会社は、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす」ことを基本方針として中期経営計画および年度ごとの経営方針に掲げています。
- (ロ) 子会社は、コンプライアンスを実現するための具体的な規程、手引書として「コンプライアンス規程」および子会社の役職員の行動の指針である行動規範を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」等を整備しています。子会社の使用人は当該規程およびマニュアルを遵守することとしているほか、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」に基づきコンプライアンス研修会、コンプライアンス理解度テスト等を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図っています。
- (ハ) 子会社は、コンプライアンスに係る事項については、「コンプライアンス規程」において、統括責任者、統括部署および担当者を定め、全社的なコンプライアンス態勢を整備しています。
- (ニ) 子会社の使用人は業務の遂行に当たり、新たな業務の開始、新商品の発売、契約の締結等や、法令等の制定、改正に対する対応などに際しては、必要に応じて顧問弁護士のリーガル・チェックを受けるほか、税務顧問等の意見を聴取するなど、法令等遵守に努めています。
- (ホ) 子会社は、コンプライアンス・ホットラインを設置するとともに、「公益通報者保護法」に基づき「内部通報規程」を制定しており、使用人が法令等違反の情報を通報できる体制を整備しています。
- (へ) 子会社は、不祥事件や苦情等に対しては、「コンプライアンス・マニュアル」、「緊急時の対応に関するマニュアル」および「顧客サポート等管理規程」に基づいて直ちに役員に報告するとともに、迅速、かつ、適切に対応しており、また、その改善策を検討し、全職員に周知徹底しその再発防止に努めています。
- (ト) 子会社は、反社会的勢力に対する取組については、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備しています。
- (6) 当行は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項を次のとおりとしています。

当行は、監査役の職務を補助するための使用人については、「本部事務分掌規程」において、監査役会の運営に関する事務は、総務部を事務局と定めており、監査役から職務を補助する要請が

あった場合は、総務部職員がこれに対応しています。

(7) 当行は、前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項を次のとおりとしています。

当行は、「監査役監査規程」において、監査役は使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めるほか、使用人の権限、使用人の属する組織などの独立性の確保に必要な事項を検討することとしています。

(8) 当行は、(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項を次のとおりとしています。

当行は、監査役の職務を補助するための使用人が、監査役の職務の補助を行っている間は、その職務を他の職務に優先させています。

(9) 当行は、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制を次のとおり構築し、整備しています。

イ 取締役は、取締役会および常務会ならびにその他の重要な会議または委員会において、その担当する職務の執行状況を報告しています。一方、常勤監査役は、「監査役監査規程」に基づき当該会議または委員会に出席し、報告を受けることができる態勢としています。

ロ 取締役は、法令に基づき、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告しなければならないこととしています。

ハ 内部監査部門である監査部は内部監査結果について、コンプライアンス統括部門であるリスク統括部は営業店に対する苦情等について、それぞれ各部門の規程に基づき、取締役会へ報告するほか、常勤監査役へも報告しています。

ニ 常勤監査役は、「監査役会規程」に基づき、自らの職務の執行の状況について監査役会に随時報告するとともに、監査役会の求めがあるときはいつでも報告することとしています。

ホ 使用人は、「監査役監査規程」に基づく、常勤監査役による年度ごとの各店舗への往査において、常勤監査役に職務の執行状況等を報告しています。また、「内部通報規程」に基づき、法令等違反の情報をコンプライアンス・ホットライン等の手段により、常勤監査役等に報告することとしています。

(10) 当行は、前号の報告をした者等が当該報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けない体制を次のとおり構築し、整備しています。

当行は、「内部通報規程」を制定しており、前号の報告した者等が報告したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執ることとしています。また、報告者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に基づいて処分を課すこととしています。

(11) 当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項を次のとおりとしています。

当行は、「監査役監査規程」を制定しており、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上することとし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができることとしています。

(12) 当行は、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。

イ 監査役の過半数は社外監査役とし、監査体制の中立性および独立性と透明性を高めています。

ロ 株主総会へ付議する監査役選任議案の決定に当たっては、「監査役会規程」の定めにより監査役会において候補者についてあらかじめ協議しています。

ハ 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、代表取締役頭取と定期的に会合し、銀行が対処すべき課題、銀行を取り巻くリスクのほか、重要な監査上の課題等について意見交換を実施しています。

ニ 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、内部監査部門および会計監査人と会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施しています。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保  
定例取締役会を14回、臨時取締役会を1回開催しました。また、取締役会の権限移譲による決定機関として設置する常務会(71回)、コンプライアンス委員会(5回)、役員協議会(9回)、ALM委員会(12回)、オペレーショナル・リスク委員会(13回)、営業推進協議会(9回)、信用リスク委員会(41回)を開催しました。
- (2) リスク管理体制  
リスク管理規程等に基づき、各種リスク管理状況について半年ごとにALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会、信用リスク委員会へ付議し、協議、報告を行った上、常務会および取締役会に報告しました。
- (3) コンプライアンス態勢  
年度ごとにコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会等で進捗状況をモニタリング(2回)したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引状況等についてコンプライアンス委員会(5回)で報告等を行い、その内容を取締役会に報告しました。
- (4) 当行グループにおける業務の適正の確保  
子会社は、その取締役の職務の遂行状況について、当行役員が出席する取締役会を株式会社ながぎんリースが10回、長野カード株式会社が10回開催し、報告を行ったほか、「関連会社の重要事項事前協議・報告書」により報告を行いました。  
また、子会社は、コンプライアンス態勢について、当行とコンプライアンス連絡会(4回)を行うとともに、コンプライアンス研修会(1回)、コンプライアンス理解度テスト(4回)を実施し、コンプライアンスに関する取組み等についての情報交換および法令等遵守態勢の徹底を行ったほか、リスク管理体制について、経営方針や各種マニュアルに基づき、適切な管理を行いました。
- (5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等  
当行は、定例監査役会を13回、臨時監査役会を2回開催しました。  
常勤監査役は、取締役会、常務会および各委員会に出席することに加え、主要な稟議書の回付を受け、取締役および使用人の職務の執行状況を監査したほか、自らの職務の執行状況について、往査報告(6回)を常務会に報告しました。  
当行は、監査役会体制を社内監査役1名、社外監査役3名とし、監査体制の中立性および独立性と透明性に努めました。また、監査役および監査役会と代表取締役、内部監査部門および会計監査人との会合を定期的に開催し、積極的な意見および情報交換を行いました。

## 9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12 その他

該当事項はありません。

## (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	76,832	預 金	1,080,130
金銭の信託	953	借 用 金	5,087
有価証券	334,975	外国為替	0
貸出金	688,005	その他負債	6,999
外国為替	4,751	賞与引当金	346
リース債権及びリース投資資産	14,893	退職給付に係る負債	388
その他資産	8,518	役員退職慰労引当金	13
有形固定資産	8,736	役員株式給付引当金	82
建 物	2,263	睡眠預金払戻損失引当金	92
土 地	5,453	偶発損失引当金	105
リース資産	537	支払承諾	1,409
建設仮勘定	47	負債の部合計	1,094,655
その他の有形固定資産	434	(純資産の部)	
無形固定資産	608	資 本 金	13,017
ソフトウェア	363	資本剰余金	9,722
リース資産	25	利益剰余金	27,718
その他の無形固定資産	218	自己株式	△ 584
退職給付に係る資産	790	株主資本合計	49,873
繰延税金資産	2,563	その他有価証券評価差額金	△ 8,430
支払承諾見返	1,409	退職給付に係る調整累計額	60
貸倒引当金	△ 6,409	その他の包括利益累計額合計	△ 8,369
		新株予約権	1
		非支配株主持分	468
		純資産の部合計	41,973
資産の部合計	1,136,628	負債及び純資産の部合計	1,136,628

〔 2022年 4月 1日から  
2023年 3月31日まで 〕

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		21,433
資金運用収益	10,991	
貸出金利	7,510	
有価証券利息配当金	3,366	
コールローン利息及び買入手形利息	4	
預け金利息	105	
その他の受入利息	4	
役務取引等収益	2,404	
その他の業務収益	6,986	
その他の経常収益	1,051	
債却債権取立益	0	
その他の経常収益	1,050	
経常費用		19,738
資金調達費用	182	
預金利息	114	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	30	
その他の支払利息	37	
役務取引等費用	1,496	
その他の業務費用	7,107	
営業経費用	10,021	
その他の経常費用	930	
貸倒引当金繰入額	316	
その他の経常費用	614	
経常利益		1,695
特別利益		2
固定資産処分益	2	
特別損失		1
固定資産処分損失	1	
減損	0	
税金等調整前当期純利益		1,695
法人税、住民税及び事業税	560	
法人税等調整額	△ 54	
法人税等合計		505
当期純利益		1,190
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純利益		1,174

〔 2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで 〕

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当 期 首 残 高	13,017	9,722	26,997	△ 585	49,151	328	-	-	-	140	469	1	451	50,074	
当 期 変 動 額															
新 株 の 発 行					-									-	
剰 余 金 の 配 当			△ 453		△ 453									△ 453	
親会社株主に帰属する当期純利益			1,174		1,174									1,174	
自 己 株 式 の 取 得				△ 1	△ 1									△ 1	
自 己 株 式 の 処 分			△ 0	2	2									2	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△ 8,758	-	-	-	△ 79	△ 8,838	-	16	△ 8,822	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	720	0	721	△ 8,758	-	-	-	△ 79	△ 8,838	-	16	△ 8,101	
当 期 末 残 高	13,017	9,722	27,718	△ 584	49,873	△ 8,430	-	-	-	60	△ 8,369	1	468	41,973	

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結計算書類の作成方針

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等            2社

長野カード株式会社

株式会社ながぎんリース

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日            2社

#### 4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

### 会計方針に関する事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物    10年～50年

その他    2年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### 5. 貸倒引当金の計上基準

当行及び連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。



「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

#### 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### 7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 8. 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、内規に基づき当行の取締役に対して信託を通じて給付する当行株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

#### 9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

#### 10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

#### 11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 12. 重要な収益及び費用の計上基準

##### ① 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

##### ② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

#### 13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 14. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘ

ッジの有効性を評価しております。

なお、当行の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

15. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く）の解約、償還に伴う差損益については、「有価証券利息配当金」に計上しております。

### 会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和 3 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計基準適用指針の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 貸倒引当金

当行グループは、銀行業務を営んでおり貸出業務はその中核をなすものであります。連結貸借対照表上、貸出金、支払承諾等の資産の重要性は高く、貸倒引当金の計上は、当行グループの経営成績や財政状態に大きな影響を及ぼすことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しています。

#### (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 6,409 百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①金額の算出方法

会計方針に関する事項「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりです。

##### ②金額の算出に用いた主要な仮定

貸倒引当金は、当行が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則って算定しておりますが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれております。特に、返済状況、財務内容、または業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

当行は地域金融機関として地域経済の活性化に努めており、債務者の事業支援及び経営改善支援等に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営改善計画等の不確実性が増しております。

このため、当行は、返済状況、財務内容、または業績が悪化しており経営改善支援等に取り組んでいる債務者の経営改善計画等の将来見込みを、主要な仮定に該当するものと判断しております。

なお、当連結会計年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響は、引き続き1年程度継続するものと想定し、債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを具体化した経営改善計画等を検討するため、新型コロナウイルス感染症が債務者の業況に与える影響及びその対応について評価しております。

##### ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

貸出先の業況等に悪影響を及ぼす事象の発生、債務者区分の下方遷移や担保価値の下落、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大などにより、貸倒引当金の繰入れ等の与信費用が増加する可能性があります。

## 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、取締役（社外取締役を除く）に信託を通じて当行の株式を交付する取引を行っております。

### (1) 取引の概要

当行は、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に対して役員株式給付規程に従って、役位、業績、中期経営計画達成度等に応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度 77 百万円、39,500 株であります。

### (完全子会社化に関する株式交換契約締結)

当行は、2023 年 1 月 20 日開催の取締役会において、当行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、効力発生日を 2023 年 6 月 1 日（予定）、株式会社八十二銀行（以下「八十二銀行」といい、当行と総称して「両行」といいます。）を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、両行は、2023 年 1 月 20 日付で、株式交換契約書（以下「本株式交換契約書」といいます。）及び経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結いたしました。

### (1) 本件株式交換の相手会社についての事項

イ 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2022 年 9 月 30 日現在)

商号	株式会社八十二銀行
本店の所在地	長野県長野市大字中御所字岡田178番地 8
代表者の氏名	取締役頭取 松下 正樹
資本金の額	522億円
純資産の額	8,515億円（連結）、7,725億円（単体）
総資産の額	11兆8,340億円（連結）、11兆7,599億円（単体）
事業の内容	銀行業

ロ 最近 3 年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益及び純利益

(連結)

(単位：百万円)

決算期	2020年 3 月期	2021年 3 月期	2022年 3 月期
経常収益	163,637	152,604	151,349
経常利益	33,447	32,147	38,047
親会社株主に帰属する当期純利益	22,077	22,384	26,667

(単体)

(単位：百万円)

決算期	2020年 3 月期	2021年 3 月期	2022年 3 月期
経常収益	123,004	111,588	111,915
経常利益	28,021	26,152	31,365
当期純利益	19,562	18,517	22,396

### (2) 本件株式交換の目的

両行は対等の精神で本件株式交換により本経営統合を行うことを前提とし、早期融和を実現するとともに、両行がこれまで培ってきたノウハウ、リレーション及び人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる銀行へと変革し、お客様、地域・株主の皆様、従業員等により良い価値を提供します。

(3) 本件株式交換の方法、本件株式交換に係る割当の内容その他の株式交換契約の内容

イ 本件株式交換の方法

八十二銀行を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本件株式交換は、八十二銀行については会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ることなく行う予定であり、また、当行については、2023 年 3 月 24 日開催の臨時株主総会において承認されております。

ロ 本件株式交換に係る割当の内容

	八十二銀行 (株式交換完全親会社)	長野銀行 (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る 割当比率	1	2.54
本件株式交換により 交付する株式数	八十二銀行の普通株式：22,664,539 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率算定の概要

本件株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、八十二銀行は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を第三者算定機関として選定し、当行は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

野村證券は、八十二銀行の普通株式については、八十二銀行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。長野銀行の普通株式については、長野銀行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

大和証券は、八十二銀行については八十二銀行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に、長野銀行については長野銀行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DDM 法による算定を行いました。

(注 2) 株式の割当比率

当行の普通株式 1 株に対して、八十二銀行の普通株式 2.54 株を割当て交付します。ただし、八十二銀行が保有する当行の普通株式 152,000 株（2022 年 12 月 31 日現在）については本件株式交換による割当ては行いません。

(注 3) 本件株式交換により八十二銀行が交付する新株式数（予定）

八十二銀行の普通株式 22,664,539 株（予定）

上記の普通株式数は、2022 年 12 月 31 日時点における当行の普通株式の発行済株式総数（9,258,856 株）を基礎として、当行が発行している新株予約権の全て（5 個）については、2023 年 3 月 24 日開催の臨時株主総会において本株式交換契約書が承認されましたので、その発行要項等の定めに従って、その全てが権利行使され、当行の普通株式 500 株に転換されたため、当該 500 株を考慮した 9,259,356 株を前提として算出しております。ただし、本件株式交換の効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、当行は、保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、当行の 2022 年 12 月 31 日時点における自己株式数（184,309 株）は、上記の算出において、八十二銀行の新株式を交付する対象から除外しております。また、2022 年 12 月 31 日時点における八十二銀行が保有する当行の普通株式 152,000 株は、上記の算出において、八十二銀行の新株式を交付する対象から除外しております。

なお、当行の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の 2022 年 12 月 31 日時点に

における自己株式数が基準時までに変動した場合は、八十二銀行の交付する新株式数が変動することがあります。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本経営統合が実現された場合、本件株式交換により、1単元(100株)未満の八十二銀行の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける当行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、八十二銀行に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取することを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び八十二銀行の定款の規定に基づき、八十二銀行が売渡しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、八十二銀行に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが可能です。

(注5) 1株に満たない端数の処理

本件株式交換により交付されるべき八十二銀行の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、八十二銀行は、当該端数の割当てを受けることとなる当行の株主の皆様に対して、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数に応じた金銭を交付いたします。

(4) 本経営統合の日程

2022年9月28日	基本合意書の締結(両行)
2023年1月20日	取締役会決議日(両行)
2023年1月20日	本株式交換契約書及び本経営統合契約書の締結(両行)
2023年1月20日	長野銀行臨時株主総会基準日公告日
2023年2月4日	長野銀行臨時株主総会基準日
2023年3月24日	長野銀行臨時株主総会開催
2023年5月29日(予定)	長野銀行の株式の最終売買日
2023年5月30日(予定)	長野銀行上場廃止日
2023年6月1日(予定)	本件株式交換の効力発生日

(注1) 本経営統合の実行にあたっては、銀行法に基づく認可取得、及び「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」に基づく認可取得又は公正取引委員会への届出等が必要であり、これらの各種手続との関係で本経営統合の日程が遅延する事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(注2) 本件株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、八十二銀行の株主総会の承認を要しない場合(簡易株式交換)に該当する予定です。

(注3) 上記日程は、本件株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両行が協議し合意の上、変更されることがあります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に6,585百万円含まれております。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,342百万円
危険債権額	11,732百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	1,962百万円
合計額	17,037百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,024百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	2百万円
有価証券	8,758百万円
貸出金	109,478百万円

担保資産に対応する債務

預金	297百万円
借入金	1,200百万円
その他負債	278百万円

上記のほか、当座借越契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金500百万円及びその他資産5,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金346百万円、保証金164百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、78,106百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが62,701百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行

申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 12,641 百万円  
 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 564 百万円  
 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は4,629 百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 6 百万円及び債権売却損 1 百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,258	—	—	9,258	
合 計	9,258	—	—	9,258	
自己株式					
普通株式	224	1	1	224	
合 計	224	1	1	224	(注)

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加 1 千株は、単元未満株式の買取りによる増加 1 千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少 1 千株は、株式給付信託 (BBT) の給付による減少 1 千株及び買増制度による単元未満株式の処分による減少 0 千株であります。

3 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首株式数及び当連結会計年度末株式数には、株式会社日本カストディ銀行 (信託 E ロ) が所有する株式がそれぞれ、40 千株、39 千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			—		1		
合計				—		1		



### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	226百万円	25円00銭	2022年3月 31日	2022年6月 27日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	226百万円	25円00銭	2022年9月 30日	2022年12月9 日
合計		453百万円			

(注) 1 2022年6月24日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当行の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

2 2022年11月11日取締役会決議に基づく配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当行の株式に対する配当金0百万円が含まれております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2023年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額	226百万円
②1株当たりの配当額	25円00銭
③基準日	2023年3月31日
④効力発生日	2023年6月22日

なお、配当原資は、その他利益剰余金とする予定としております。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、為替業務及び有価証券投資などの銀行業務を中心とした金融サービス業務を行っております。公共性の高いこれらの銀行業務を行うにあたり、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たすこと」、「環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、持続的成長を図ること」、「『めざす銀行像』の実現に向けて果敢に挑戦し、企業価値の向上を図ること」などを経営計画の基本方針に掲げております。

当行グループの金融資産及び金融負債には、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク）、流動性リスク等があります。

当行グループは、貸出金（資産）の健全性を維持・向上させ、適正な収益の確保を図るため、適切な信用リスク管理に努めております。また、金融経済環境の変化により発生する市場リスク、流動性リスクを回避し、収益の安定的な確保を図るため、資産及び負債を総合的に管理（ALM）しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、貸出金及び有価証券であります。当行グループの貸出金は、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し損害を被る信用リスクに晒されています。当行グループの貸出金は、主として長野県内の法人及び個人の取引先に対する貸出金であり、当連結会計年度の連結決算日現在における貸出金のうち87%は長野県内での貸出金であります。このため、当行グループが主たる営業基盤としている長野県の景気動向によっては、信用リスクが高まる可能性があります。また、業種別貸出状況では、各種サービス業、製造業、卸・小売業に対する貸出金の構成比が比較的高く、それらの業種の経営環境等に変化が生じた場合には、信用リスクが高まる可能性があります。

当行グループの保有する有価証券は、債券、株式、外国債券及び投資信託などであり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的などで保有しております。これらの有価証券は、発行体の信用リスク及び市場リスク（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等）に晒されています。

当行グループが保有する主な金融負債は、預金であります。当行グループの預金は、主として長野県内の法人及び個人の取引先からの預金であり、当連結会計年度の連結決算日現在における預金のうち98%は長野県内での預金であります。預金は、金利リスク及び流動性リスク（資金繰りリスク）に晒されています。

当行グループが利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引等、金利関連では金利スワップ取引等であります。当行グループは、外貨建債権債務に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を行っており、また、固定金利の貸出金等について将来の市場金利の変動による影響を一定の範囲に限定する目的で、金利スワップ取引を行っております。なお、金利スワップ取引については、デリバティブ取引を利用して、貸出金利息等をヘッジ対象とするヘッジ取引を行っておりますが、このヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っており、特例の要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を行っております。当行グループが利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動によって発生する市場リスクや、契約相手先に対する信用リスクを内包しています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理方針、信用リスク管理規程等に基づき信用リスクを管理しております。信用リスク管理の体制については次のとおりです。

イ 信用リスクに関する事項を協議するため、信用リスク委員会を設置し、信用リスク委員会規程に基づき信用リスク委員会を運営しております。

ロ 信用リスク管理の担当部署を融資統括部及び市場運用部とし、管理部門を融資統括部としております。

ハ 信用リスクを適切に管理するため、営業推進部門と信用リスク管理部門を分離するほか、与信監査部門による与信管理状況の監査を実施して、相互牽制機能を確保する体制としております。

ニ 貸出金等の信用供与について、大口与信先管理、業種別与信管理、地域別与信管理の手法により、与信ポートフォリオ管理を行っており、与信ポートフォリオ管理について定期的に信用リスク委員会に報告しております。

ホ 信用リスクを的確に評価・計測するため、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして適切な信用格付を実施しております。また、信用格付に基づいた、信用リスク計測モデルにより、定期的に信用リスク量を計測、把握し、ポートフォリオ管理等の信用リスク管理を実施しております。

へ デリバティブ取引については、カウンターパーティリスクを軽減するために、一定以上の格付を持つ金融機関との取引としております。

## ② 市場リスクの管理

当行グループは、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づき市場リスクを管理しております。市場リスク管理の体制については次のとおりです。

イ 市場リスクを回避し、資産・負債を総合的に管理するためALM委員会を設置し、毎月1回開催しております。

ロ ALM委員会では、金利及び為替予測に関する事項、市場リスクと流動性リスクの評価とコントロールに関する事項（BPV、VaR、ギャップ分析、シミュレーション分析等）、限度枠の設定・管理に関する事項等を付議しております。

ハ 市場リスク管理の管理部門を市場運用部としております。

ニ 市場リスクを適切に管理するため、市場リスク管理部門である市場運用部を、市場担当（フロントオフィス）、事務管理担当（バックオフィス）、市場リスク管理担当（部内ミドル）に職責を分離し、またリスク統括部リスク管理課をミドルオフィスとして相互牽制機能を確保する体制としております。

ホ 市場リスク管理部門は、市場リスク管理方針に基づき、当行の内部環境（リスク・プロファイル、限度額の使用状況等）や外部環境（経済、市場等）の状況に照らし、市場リスクの状況を適切な頻度でモニタリングし、取締役会等へ報告しております。

へ デリバティブ取引については、その利用目的及び種類等をリスク管理規程に定め、また、取引限度額、取引手続き等を制定の上、当該取引を行っております。また、デリバティブ取引の契約は、ALM委員会において策定された基本方針等に基づき行っており、その結果は、毎月行われるALM委員会に報告することとしております。

## ③ 流動性リスクの管理

当行グループは、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等に基づき流動性リスクを管理しております。流動性リスク管理の体制については次のとおりです。

イ 流動性リスクを回避し、資産・負債を総合的に管理するためALM委員会を設置し、毎月1回開催しております。

ロ ALM委員会では、資金の運用及び調達に関する事項、市場リスクと流動性リスクの評価とコントロールに関する事項（BPV、VaR、ギャップ分析、シミュレーション分析等）、限度枠の設定・管理に関する事項等を付議しております。

ハ 流動性リスク管理の管理部門を市場運用部及びリスク統括部としております。

ニ 流動性リスクを適切に管理するため、資金繰り管理部門を市場運用部、流動性リスク管理部門をリスク統括部、リスク監査部門を監査部と明確に区分し、相互牽制機能を確保する体制としております。

ホ 流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針に基づき、資金繰り管理部門からの報告、リスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、それらの動向について継続的にモニタリングを行い、取締役会等へ報告しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	953	953	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	86,005	82,856	△3,149
その他有価証券	246,015	246,015	—
(3) 貸出金	688,005		
貸倒引当金（*1）	△6,212		
	681,792	680,693	△1,099
資産計	1,014,767	1,010,518	△4,248
(1) 預金	1,080,130	1,080,133	3
(2) 借入金	5,087	5,085	△1
負債計	1,085,217	1,085,219	2
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(1)	(1)	—

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（*1）（*2）	1,219
② その他の証券（*3）	1,734
合計	2,954

（\*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（\*2）当連結会計年度において、非上場株式について81百万円減損処理を行っております。

（\*3）組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	65,600	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	—	—	—	—	—
有価証券					
満期保有目的の債券	1,403	7,248	7,083	7,127	63,220
その他有価証券のうち 満期があるもの	15,109	8,995	4,204	13,748	187,936
貸出金(*)	99,374	121,882	107,047	71,609	219,968
外国為替	4,751	—	—	—	—
合計	186,238	138,125	118,334	92,485	471,125

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない15,034百万円(個別貸倒引当金控除前)、期間の定めのないもの53,089百万円は含めておりません。

## (注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金(*)	959,083	116,433	4,613	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
借入金	4,327	573	186	—	—
外国為替	0	—	—	—	—
合計	963,411	117,006	4,799	—	—

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	953	—	953
有価証券(其他有価証券)				
株式	13,141	—	—	13,141
国債	20,829	—	—	20,829
地方債	—	71,368	—	71,368
社債	—	19,424	—	19,424
投資信託	3,570	116,679	—	120,250
その他	—	—	1,001	1,001
デリバティブ取引				
通貨関連取引	—	0	—	0
資産計	37,541	208,426	1,001	246,969
デリバティブ取引				
通貨関連取引	—	0	—	0
クレジット・デリバティブ取引	—	—	1	1
負債計	—	0	—	2

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券(満期保有目的の債券)				
地方債	—	8,986	—	8,986
社債	—	17,163	4,861	22,025
その他	—	10,397	41,447	51,844
貸出金	—	—	680,693	680,693
資産計	—	36,547	727,002	763,549
預金	—	1,080,133	—	1,080,133
借入金	—	5,085	—	5,085
負債計	—	1,085,219	—	1,085,219

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 資産

##### 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき主にレベル2の時価に分類しております。

##### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に分類しております。

自行保証付私募債等は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

##### 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権

等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値等を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション等）、債券関連取引（債券先物オプション等）、クレジット・デリバティブ取引等であり、店頭取引が大部分を占めており、割引現在価値技法やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

（注2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2023年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの 範囲	インプットの 加重平均
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ取引	割引現在価値技法	倒産確率	0.0%—7.4%	1.9%



## (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2023年3月31日)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※)1
		損益に計上(* )1	その他の包括利益に計上(* )2					
有価証券								
仕組債	1,004	—	△3	—	—	—	1,001	—
デリバティブ取引								
クレジット・デリバティブ取引	△5	3	—	—	—	—	△1	3

(\* 1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(\* 2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## (3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、総合企画部及び市場運用部が、時価の算定に関する方針及び手続、時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。リスク統括部は、当該モデルの妥当性を確認し、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。また、総合企画部及び市場運用部は当該算定結果に基づき時価のレベルの分類について判断し、リスク統括部は時価のレベルの分類について妥当性を確認しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

## (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

## 倒産確率

クレジット・デリバティブ取引の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは倒産確率であります。倒産確率は、倒産事象が発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	銀行業務	リース業務	
預金・貸出業務	1,252	—	1,252
証券関連業務	32	—	32
為替業務	389	—	389
代理業務	207	—	207
投資信託販売関係業務	199	—	199
保険販売関係業務	320	—	320
その他	108	—	108
顧客との契約から生じる収益	2,510	—	2,510
その他の収益	13,480	5,442	18,922
外部顧客に対する経常収益 (注)	15,991	5,442	21,433

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(ストック・オプション等関係)

- 1 スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名  
当連結会計年度において付与されたストック・オプションは該当ありません。
- 2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
  - (1) スtock・オプションの内容

	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役を除く）8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 13,700株
付与日	2015年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2015年8月1日～2040年7月31日

（注）株式数に換算して記載しております。

- (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況
  - ① スtock・オプションの数

	2015年ストック・オプション
権利確定前	
前連結会計年度末	500株
付与	—
失効	—
権利確定	—株
未確定残	500株
権利確定後	
前連結会計年度末	—
権利確定	—株
権利行使	—株
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	2015年ストック・オプション
権利行使価格	10円
行使時平均株価	—円
付与日における公正な評価単価	2,210円

（注）1株あたりに換算して記載しております。

- 3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法  
当連結会計年度において付与されたストック・オプションは該当ありません。
- 4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法  
将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 4,593 円 79 銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 129 円 97 銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1 株当たりの純資産額の算定上、当連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1 株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は 39 千株、1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は 39 千株であります。

## 第64期末(2023年 3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	76,829	預 金	1,080,441
現 金	11,231	当 座 預 金	53,852
預 け 金	65,598	普 通 預 金	471,524
金 銭 の 信 託	953	貯 蓄 預 金	11,981
有 価 証 券	336,003	通 知 預 金	4,403
国 債	20,829	定 期 預 金	531,196
地 方 債	81,037	定 期 積 金	5,918
社 債	41,760	そ の 他 の 預 金	1,564
株 式	15,389	借 用 金	1,210
そ の 他 の 証 券	176,985	借 入 金	1,210
貸 出 金	695,082	外 国 為 替	0
割 引 手 形	3,024	未 払 外 国 為 替	0
手 形 貸 付	26,378	そ の 他 負 債	5,525
証 書 貸 付	606,564	未 払 法 人 税 等	159
当 座 貸 越	59,114	未 払 費 用	216
外 国 為 替	4,751	前 受 収 益	227
外 国 他 店 預 け	4,737	従 業 員 預 り 金	278
取 立 外 国 為 替	14	給 付 補 填 備 金	0
そ の 他 資 産	6,774	金 融 派 生 商 品	2
前 払 費 用	46	リ ー ス 債 務	702
未 収 収 益	789	資 産 除 去 債 務	95
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	346	そ の 他 の 負 債	3,843
金 融 派 生 商 品	0	賞 与 引 当 金	336
そ の 他 の 資 産	5,592	退 職 給 付 引 当 金	418
有 形 固 定 資 産	8,430	役 員 株 式 給 付 引 当 金	82
建 物	2,096	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	92
土 地	5,394	偶 発 損 失 引 当 金	105
リ ー ス 資 産	569	支 払 承 諾	1,409
建 設 仮 勘 定	47	負 債 の 部 合 計	1,089,622
その他の有形固定資産	322		
無 形 固 定 資 産	572	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	333	資 本 金	13,017
リ ー ス 資 産	20	資 本 剰 余 金	9,681
その他の無形固定資産	217	資 本 準 備 金	9,681
前 払 年 金 費 用	740	利 益 剰 余 金	24,577
繰 延 税 金 資 産	2,528	利 益 準 備 金	3,426
支 払 承 諾 見 返	1,409	そ の 他 利 益 剰 余 金	21,150
貸 倒 引 当 金	△ 6,193	別 途 積 立 金	5,997
		繰 越 利 益 剰 余 金	15,153
		自 己 株 式	△ 584
		株 主 資 本 合 計	46,690
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 8,430
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 8,430
		新 株 予 約 権	1
		純 資 産 の 部 合 計	38,261
資 産 の 部 合 計	1,127,883	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,127,883

第64期 (2022年 4月 1日から  
2023年 3月 31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	15,844
資 金 運 用 収 益	11,032
貸 出 金 利 息	7,546
有価証券利息配当金	3,370
コールローン利息	4
預 け 金 利 息	105
その他の受入利息	4
<b>役 務 取 引 等 収 益</b>	2,437
受入為替手数料	389
その他の役務収益	2,048
<b>そ の 他 業 務 収 益</b>	1,322
国債等債券売却益	1,322
金融派生商品収益	0
<b>そ の 他 経 常 収 益</b>	1,052
償却債権取立益	0
株式等売却益	737
その他の経常収益	314
<b>経 常 費 用</b>	14,349
資 金 調 達 費 用	157
預 金 利 息	114
コールマネー利息	0
その他の支払利息	42
<b>役 務 取 引 等 費 用</b>	1,508
支払為替手数料	49
その他の役務費用	1,458
<b>そ の 他 業 務 費 用</b>	2,164
外国為替売買損	163
国債等債券売却損	2,001
<b>営 業 経 費</b>	9,620
<b>そ の 他 経 常 費 用</b>	899
貸倒引当金繰入額	293
株式等売却損	249
株式等償却	169
金銭の信託運用損	7
その他の経常費用	178
<b>経 常 利 益</b>	1,495

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	2
固 定 資 産 処 分 益	2
特 別 損 失	1
固 定 資 産 処 分 損	1
減 損 損 失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	1,495
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	498
法 人 税 等 調 整 額	△ 59
法 人 税 等 合 計	438
当 期 純 利 益	1,057

第 6 4 期 ( 2 0 2 2 年 4 月 1 日 から  
2 0 2 3 年 3 月 3 1 日 まで ) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計		
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金								利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金								
当 期 首 残 高	13,017	9,681	—	9,681	3,426	5,997	14,549	23,973	△ 585	46,086	328	328	1	46,416
当 期 変 動 額														
新 株 の 発 行														
剰 余 金 の 配 当							△ 453	△ 453		△ 453				△ 453
当 期 純 利 益							1,057	1,057		1,057				1,057
自 己 株 式 の 取 得									△ 1	△ 1				△ 1
自 己 株 式 の 処 分							△ 0	△ 0	2	2				2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											△ 8,758	△ 8,758		△ 8,758
当 期 変 動 額 計	—	—	—	—	—	—	603	603	0	604	△ 8,758	△ 8,758	—	△ 8,154
当 期 末 残 高	13,017	9,681	—	9,681	3,426	5,997	15,153	24,577	△ 584	46,690	△ 8,430	△ 8,430	1	38,261



## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 6. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施

しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、内規に基づき当行の取締役に対して信託を通じて給付する当行株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く）の解約、償還に伴う差損益については、「有価証券利息配当金」に計上しております。

## 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計基準適用指針の適用が計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 貸倒引当金

当行は、銀行業務を営んでおり貸出業務はその中核をなすものであります。貸借対照表上、貸出金、支払承諾等の資産の重要性は高く、貸倒引当金の計上は、当行の経営成績や財政状態に大きな影響を及ぼすことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しています。

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 6,193百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①金額の算出方法

重要な会計方針「6. 引当金の計上基準(1) 貸倒引当金」に記載のとおりです。

#### ②金額の算出に用いた主要な仮定

貸倒引当金は、当行が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則って算定しておりますが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれております。特に、返済状況、財務内容、または業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

当行は地域金融機関として地域経済の活性化に努めており、債務者の事業支援及び経営改善支援等に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営改善計画等の不確実性が増しております。

このため、当行は、返済状況、財務内容、または業績が悪化しており経営改善支援等に取り組んでいる債務者の経営改善計画等の将来見込みを、主要な仮定に該当するものと判断しております。

なお、当事業年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響は、引き続き1年程度継続するものと想定し、債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを具体化した経営改善計画等を検討するため、新型コロナウイルス感染症が債務者の業況に与える影響及びその対応について評価しております。

#### ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

貸出先の業況等に悪影響を及ぼす事象の発生、債務者区分の下方遷移や担保価値の下落、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大などにより、貸倒引当金の繰入れ等の与信費用が増加する可能性があります。

## 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、取締役（社外取締役を除く）に信託を通じて当行の株式を交付する取引を行っております。

### (1) 取引の概要

当行は、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に対して役員株式給付規程に従って、役位、業績、中期経営計画達成度等に応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度 77 百万円、39,500 株であります。

### (完全子会社化に関する株式交換契約締結)

当行は、2023 年 1 月 20 日開催の取締役会において、当行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、効力発生日を 2023 年 6 月 1 日（予定）、株式会社八十二銀行（以下「八十二銀行」といい、当行と総称して「両行」といいます。）を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、両行は、2023 年 1 月 20 日付で、株式交換契約書（以下「本株式交換契約書」といいます。）及び経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結いたしました。

### (1) 本件株式交換の相手会社についての事項

イ 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2022 年 9 月 30 日現在)

商号	株式会社八十二銀行
本店の所在地	長野県長野市大字中御所字岡田178番地 8
代表者の氏名	取締役頭取 松下 正樹
資本金の額	522億円
純資産の額	8,515億円（連結）、7,725億円（単体）
総資産の額	11兆8,340億円（連結）、11兆7,599億円（単体）
事業の内容	銀行業

ロ 最近 3 年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益及び純利益

(連結)

(単位：百万円)

決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
経常収益	163,637	152,604	151,349
経常利益	33,447	32,147	38,047
親会社株主に帰属する当期純利益	22,077	22,384	26,667

(単体)

(単位：百万円)

決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
経常収益	123,004	111,588	111,915
経常利益	28,021	26,152	31,365
当期純利益	19,562	18,517	22,396

(2) 本件株式交換の目的

両行は対等の精神で本件株式交換により本経営統合を行うことを前提とし、早期融和を実現するとともに、両行がこれまで培ってきたノウハウ、リレーション及び人材を掛け合わせることで、地域と共に成長できる銀行へと変革し、お客様、地域・株主の皆様、従業員等により良い価値を提供します。

(3) 本件株式交換の方法、本件株式交換に係る割当の内容その他の株式交換契約の内容

イ 本件株式交換の方法

八十二銀行を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本件株式交換は、八十二銀行については会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ることなく行う予定であり、また、当行については、2023 年 3 月 24 日開催の臨時株主総会において承認されております。

ロ 本件株式交換に係る割当の内容

	八十二銀行 (株式交換完全親会社)	長野銀行 (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る 割当比率	1	2.54
本件株式交換により 交付する株式数	八十二銀行の普通株式：22,664,539 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率算定の概要

本件株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、八十二銀行は野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を第三者算定機関として選定し、当行は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

野村証券は、八十二銀行の普通株式については、八十二銀行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。長野銀行の普通株式については、長野銀行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

大和証券は、八十二銀行については八十二銀行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に、長野銀行については長野銀行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DDM 法による算定を行いました。

(注 2) 株式の割当比率

当行の普通株式 1 株に対して、八十二銀行の普通株式 2.54 株を割当て交付します。ただし、八十二銀行が保有する当行の普通株式 152,000 株（2022 年 12 月 31 日現在）については本件株式交換による割当ては行いません。

(注 3) 本件株式交換により八十二銀行が交付する新株式数（予定）

八十二銀行の普通株式 22,664,539 株（予定）

上記の普通株式数は、2022 年 12 月 31 日時点における当行の普通株式の発行済株式総数（9,258,856 株）

を基礎として、当行が発行している新株予約権の全て（5個）については、2023年3月24日開催の臨時株主総会において本株式交換契約書が承認されましたので、その発行要項等の定めに従って、その全てが権利行使され、当行の普通株式500株に転換されたため、当該500株を考慮した9,259,356株を前提として算出しております。ただし、本件株式交換の効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、当行は、保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、当行の2022年12月31日時点における自己株式数（184,309株）は、上記の算出において、八十二銀行の新株式を交付する対象から除外しております。また、2022年12月31日時点における八十二銀行が保有する当行の普通株式152,000株は、上記の算出において、八十二銀行の新株式を交付する対象から除外しております。

なお、当行の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の2022年12月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、八十二銀行の交付する新株式数が変動することがあります。

（注4）単元未満株式の取扱い

本経営統合が実現された場合、本件株式交換により、1単元（100株）未満の八十二銀行の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける当行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、八十二銀行に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び八十二銀行の定款の規定に基づき、八十二銀行が売渡しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、八十二銀行に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが可能です。

（注5）1株に満たない端数の処理

本件株式交換により交付されるべき八十二銀行の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、八十二銀行は、当該端数の割当てを受けることとなる当行の株主の皆様に対して、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数に応じた金銭を交付いたします。

（4）本経営統合の日程

2022年9月28日	基本合意書の締結（両行）
2023年1月20日	取締役会決議日（両行）
2023年1月20日	本株式交換契約書及び本経営統合契約書の締結（両行）
2023年1月20日	長野銀行臨時株主総会基準日公告日
2023年2月4日	長野銀行臨時株主総会基準日
2023年3月24日	長野銀行臨時株主総会開催
2023年5月29日（予定）	長野銀行の株式の最終売買日
2023年5月30日（予定）	長野銀行上場廃止日
2023年6月1日（予定）	本件株式交換の効力発生日

（注1）本経営統合の実行にあたっては、銀行法に基づく認可取得、及び「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」に基づく認可取得又は公正取引委員会への届出等が必要であり、これらの各種手続との関係で本経営統合の日程が遅延する事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

（注2）本件株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、八十二銀行の株主総会の承認を要しない場合（簡易株式交換）に該当する予定です。

（注3）上記日程は、本件株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両行が協議し合意の上、変更されることがあります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に 6,585 百万円含まれております。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,311 百万円
危険債権額	11,609 百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	1,962 百万円
合計額	16,883 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 令和 4 年 3 月 17 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,024 百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	2 百万円
有価証券	8,758 百万円
貸出金	109,478 百万円

担保資産に対応する債務

預金	297 百万円
借入金	1,200 百万円
その他負債	278 百万円

上記のほか、当座借越契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金 500 百万円及びその他資産 5,000 百万円を差し入れております。

子会社の借入金等の担保は該当ありません。

また、その他の資産には、保証金 164 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、76,128 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 64,851 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 12,301 百万円  
 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 564 百万円  
 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 4,629 百万円であります。  
 9. 関係会社に対する金銭債権総額 7,398 百万円  
 10. 関係会社に対する金銭債務総額 311 百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益  
 資金運用取引に係る収益総額 77 百万円  
 役務取引等に係る収益総額 33 百万円  
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 0 百万円  
 関係会社との取引による費用  
 資金調達取引に係る費用総額 5 百万円  
 役務取引等に係る費用総額 70 百万円  
 その他の取引に係る費用総額 115 百万円

2. 関連当事者との取引については、以下のとおりであります。

（1）子会社・子法人等及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	長野カード株式会社 (注)	所有 直接 95.0% 間接 0.0%	当行ローンの保証 役員の兼任	当行ローンの保証	5,659	—	—
				債務保証履行に伴う代位弁済	30	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）長野カード株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部ローンについては当行より支払っており、当行の支払額は 70 百万円であります。なお、取引条件については、商品ごとに信用リスク等を勘案し決定しております。



(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	224	1	1	224	(注)

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加 1 千株は、単元未満株式の買取りによる増加 1 千株であります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の減少 1 千株は、株式給付信託 (BBT) の給付による減少 1 千株及び買増制度による単元未満株式の処分による減少 0 千株であります。
- 3 普通株式の自己株式の当事業年度期首株式数及び当事業年度末株式数には、株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口) が所有する株式がそれぞれ 40 千株、39 千株含まれております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	5,131	5,178	46
	その他	9,000	9,108	108
	小計	14,131	14,286	154
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	9,668	8,986	△ 682
	社債	17,204	16,847	△ 357
	その他	45,000	42,736	△ 2,263
	小計	71,873	68,569	△ 3,303
合計		86,005	82,856	△ 3,149

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2023年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

(注) 市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,027
関連法人等株式	—
合計	1,027

これらについては、市場価格がないことから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの」には含めておりません。

4. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	11,833	8,076	3,757
	債券	18,596	18,188	407
	国債	10,202	9,843	359
	地方債	3,051	3,042	9
	社債	5,341	5,302	38
	その他	9,894	9,558	336
	小計	40,324	35,823	4,501
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	1,308	1,361	△ 53
	債券	93,026	98,098	△ 5,072
	国債	10,626	11,438	△ 811
	地方債	68,317	72,032	△ 3,715
	社債	14,082	14,627	△ 544
	その他	111,356	120,863	△ 9,506
	小計	205,690	220,323	△ 14,632
合計		246,015	256,147	△ 10,131

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,219
その他の証券	1,734
合計	2,954

組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	6,291	733	△ 224
債券	54,237	345	△ 532
国債	10,478	179	—
地方債	40,000	152	△ 488
社債	3,758	13	△ 43
その他	31,026	981	△ 1,493
合計	91,554	2,060	△ 2,250

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、169百万円（うち株式169百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対して50%程度以上下落した場合とし

ております。また、時価が取得原価に対し、30%以上50%未満下落した場合は、過去一定期間において時価が簿価あるいは評価損率が30%未満の水準まで達しない場合、時価が「著しく下落した」と判断し、時価の回復可能性の判定を行ったうえで、回復の可能性が認められない場合には、減損処理を行うものとしております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託 (2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	953	8

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	1,806 百万円
退職給付引当金	127
減価償却費	79
有価証券評価損	221
子会社株式	70
リース債務	197
その他有価証券評価差額金	1,701
その他	606
繰延税金資産小計	4,811
評価性引当額	△ 1,892
繰延税金資産合計	2,918
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 225
リース資産	△ 163
その他	△ 0
繰延税金負債合計	△ 389
繰延税金資産の純額	2,528 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 4,234円80銭

1株当たりの当期純利益金額 116円99銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たりの純資産額の算定上、当事業年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数は39千株、1株当たりの当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は39千株であります。

# 第64期 附属明細書

〔 2022年4月 1日から  
2023年3月31日まで 〕

株 式 会 社

長 野 銀 行

第64期 [ 2022年 4月 1日から  
2023年 3月31日まで ] 附属明細書

住 所 長野県松本市渚2丁目9番38号  
株 式 会 社 長 野 銀 行  
取締役頭取 西澤 仁志

## 目 次

- 1 計算書類に関する事項
  - (1) 有形固定資産及び無形固定資産
  - (2) 引当金
  - (3) 営業経費
  - (4) その他の重要な事項
  
- 2 事業報告に関する事項
  - (1) 会社役員の兼職の状況
  - (2) その他の重要な事項

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加高	当 期 減少高	当 期 償却額	当期末 残 高	償 却 累計額	償 却 累計率
有形固定資産							%
建物	2,216	31	0 ( - )	151	2,096	8,850	80.84
土地	5,301	97	4 ( 0 )	—	5,394	975	15.31
リース資産	613	—	— ( - )	43	569	1,124	66.37
建設仮勘定	9	135	97	—	47	—	—
その他の有形固定資産	362	96	0 ( - )	136	322	2,494	88.55
有形固定資産計	8,503	360	102 ( 0 )	331	8,430	13,444	61.46
無形固定資産							
ソフトウェア	372	81	— ( - )	120	333	2,807	89.36
リース資産	26	—	—	5	20	78	78.87
その他の無形固定資産	217	0	— ( - )	0	217	75	25.67
無形固定資産計	616	81	— ( - )	126	572	2,960	83.79

- (注) 1 上記当期減少高欄の(内書)は、当期の減損損失額であります。
- 2 償却累計額は、減価償却累計額と減損損失累計額の合計額を記載しております。また、償却累計率は、取得価額に対する償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載しております。
- 3 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。また、償却累計率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- (以下の各表においても同様であります。)

(2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当期減少額		当期末 残 高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	6,213	6,193	313	※5,900	6,193	※洗替による取崩額
賞与引当金	295	336	295	—	336	
役員株式給付引当金	65	20	3	—	82	
睡眠預金払戻損失引当金	107	92	56	※50	92	※洗替による取崩額
偶発損失引当金	98	105	—	※98	105	※洗替による取崩額
計	6,780	6,747	668	6,049	6,809	



## (3) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	4,880
退 職 給 付 費 用	137
福 利 厚 生 費	54
減 価 償 却 費	457
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	230
営 繕 費	38
消 耗 品 費	121
給 水 光 熱 費	118
旅 費	7
通 信 費	385
広 告 宣 伝 費	180
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	79
租 税 公 課	608
そ の 他	2,321
計	9,620

## (4) その他の重要な事項

該当ありません。

## 2 事業報告に関する事項

### (1) 会社役員の兼職の状況

区 分	氏 名	兼職法人等名	役 職	摘 要
取 締 役	内川 小百合	学校法人秋桜会 丸の内ビジネス専門学校	理事長・学校長	
		キッセイ薬品工業株式会社	社外取締役	2020年6月就任
取 締 役	二木 馨三	サンリン株式会社	相談役	
取 締 役	井口 彰	—	—	2023年1月26日 株式会社マル井 代表取締役社長退任
監 査 役	神戸 美佳	神戸法律事務所	所長	弁護士
		長野県公文書審議会	会長	2020年7月就任
監 査 役	轟 速人	轟税務会計事務所	所長	公認会計士、 税理士
監 査 役	降旗 征一郎	キッセイ薬品工業株式会社	相談役	

### (2) その他の重要な事項

該当ありません。

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社長野銀行

取締役会 御中

## EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

日下部 恵美

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

柄澤 涼

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社長野銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社長野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記事項（追加情報）に記載されているとおり、会社は、2023年1月20日開催の取締役会において、会社の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、効力発生日を2023年6月1日（予定）、株式会社八十二銀行を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行うことを決議し、株式交換契約書及び経営統合契約書を締結している。なお、当該株式交換は、会社の2023年3月24日開催の臨時株主総会において承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社長野銀行  
取締役会 御中

## EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

日下部 恵美

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

柏澤 涼

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長野銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記事項（追加情報）に記載されているとおり、会社は、2023年1月20日開催の取締役会において、会社の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、効力発生日を2023年6月1日（予定）、株式会社八十二銀行を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行うことを決議し、株式交換契約書及び経営統合契約書を締結している。なお、当該株式交換は、会社の2023年3月24日開催の臨時株主総会において承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - イ 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ロ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ハ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について

も、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年 5月12日

株式会社 長野銀行 監査役会

常勤監査役

堀川 伸二



社外監査役

神戸 美佳



社外監査役

轟 速人



社外監査役

降旗 弘一郎





# 監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

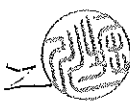
### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 長野銀行

常勤監査役

塚川 伸 

# 監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年 5 月12日

株式会社 長野銀行

社外監査役

神戸美佳



# 監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 長野銀行

社外監査役

轟

速人



# 監 査 報 告 書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年 5 月12日

株式会社 長野 銀行

社外監査役

降旗 修一郎

